

「自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期利息分割型）規定」変更新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

新	旧
<p>1. (貯金の支払時期) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. (利 息) (1) (省 略)</p> <p>① 利息の支払が1か月ごとの場合 預入日の1か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日 <u>（満期日が休日の場合は翌営業日）</u> に指定口座へ入金します。</p> <p>② 利息の支払が2か月ごとの場合 預入日の2か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日 <u>（満期日が休日の場合は翌営業日）</u> に指定口座へ入金します。</p> <p>③ 利息の支払が3か月ごとの場合 預入日の3か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金</p>	<p>1. (貯金の支払時期) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>2. (同 左)</p> <p>3. (利 息) (1) (同 左)</p> <p>① 利息の支払が1か月ごとの場合 預入日の1か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日に指定口座へ入金します。</p> <p>② 利息の支払が2か月ごとの場合 預入日の2か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日に指定口座へ入金します。</p> <p>③ 利息の支払が3か月ごとの場合 預入日の3か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金</p>

新	旧
<p>します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（<u>満期日が休日の場合は翌営業日</u>）に指定口座へ入金します。</p>	<p>します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日に指定口座へ入金します。</p>
<p>④ 利息の支払が6か月ごとの場合 預入日の6か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（<u>満期日が休日の場合は翌営業日</u>）に指定口座へ入金します。</p>	<p>④ 利息の支払が6か月ごとの場合 預入日の6か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日に指定口座へ入金します。</p>
<p>(2) } (省 略) (4)</p>	<p>(2) } (同 左) (4)</p>
<p>4. (貯金の解約、書替継続) (1) } (省 略) (3) (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（<u>満期日が休日の場合は翌営業日</u>）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p>	<p>4. (貯金の解約、書替継続) (1) } (同 左) (3) (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p>
<p>(5) } (省 略)</p>	<p>(5) } (同 左)</p>
<p>5. } (省 略) 15.</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p>5. } (同 左) 15.</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>